

仕様書

本書は、浜松市内6か所の大気測定局に設置する大気汚染自動測定装置7台の賃貸借契約に伴う仕様を定めたものである。

1 測定装置、設置場所（納入場所）及び数量

(1) オキシダント測定装置

北部測定局（中央区高丘東三丁目51-1 葵が丘小学校） 1式

東北部測定局（中央区大瀬町2218 大瀬小学校） 1式

引佐測定局（浜名区引佐町井伊谷616-5 地域遺産センター） 1式

(2) 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質測定装置（複合機）

北部測定局（中央区高丘東三丁目51-1 葵が丘小学校） 1式

(3) 風向風速計

西部測定局（中央区神ヶ谷町3490 神久呂小学校） 1式

浜北測定局（浜名区横須賀800 北浜小学校） 1式

三ヶ日測定局（浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1 三ヶ日協働センター） 1式

2 賃貸借期間 令和8年10月1日～令和15年11月30日（86ヵ月間）

3 設置期限 令和8年10月1日

設置期限までに保守整備・調整を行ったうえで、測定可能な状態で設置すること。

4 納入装置の仕様

(1) 納入する測定装置等は、製造後6ヵ月以内で未使用新品であり、測定装置ごとに別紙1～3の仕様書を満足すること。この仕様書に記載がなくとも正常に稼働するために必要な機器等についても納入すること。

(2) 本市テレメータ子局装置に接続して測定データ等の送受信ができること。環境省の「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」に準拠した通信方式による測定データの送受信ができることとし、デジタル通信での測定データの送受信が可能であること。

5 設置及び調整

測定装置の設置及び調整にあたっては以下の各項に従うこと。

(1) 測定装置の設置場所の選定にあたっては、賃借人の担当職員の指示に従うこと。

(2) 賃借人の担当職員の指示に従い、納入した測定装置と局舎内テレメータ子局間の接続を行うこと。

(3) 測定装置の設置に際しては、所要の調整を実施し正常に稼働させること。また、地震等による転倒、崩落を防止する措置を講ずること。

- (4) 局舎内の既存測定装置等の取り外し及び撤去を行うこと。撤去した既存の装置は賃借人が指定する期日に浜松市保健環境研究所まで搬入すること。
- (5) 設置及び既存測定装置撤去工事費用等は、賃貸借費用に含むものとする。
- (6) 設置・調整については、当該測定装置のメーカー又は正規代理店が行うこと。
- (7) 設置・調整について、安全に万全を期すこと。設置・調整時に生じた事故等について賃借人は責任を一切負わない。
- (8) 既存測定装置の撤去から設置までの間の測定データの欠測時間は最小限にとどめ、月間600時間以上の有効測定時間が確保できるよう努めること。

6 その他の条件

(1) 提出書類及び届出

ア 納入工程表

納入までの工程を契約締結後2週間以内に提出し、賃借人の了承を得ること。

イ 検査成績書等

納入する測定装置についてメーカーが実施した検査に関する成績書等を1部提出すること。また、現地での動作確認を実施し、動作確認成績書またはこれに準ずるものを1部提出すること。賃貸借期間開始後2週間以内に提出すること。

ウ 設置時の写真帳

設置した測定装置の写真帳1部を賃貸借期間開始後1ヵ月以内に提出すること。

エ 製造年月日の証明書等

納入する測定装置の製造年月日が分かるもの1部を賃貸借期間開始後2週間以内に提出すること。

オ 設置や修理対応時等における業務体制の届出

賃貸会社、代理店、メーカーを含めた業務担当者を記載し、契約締結後2週間以内に提出すること。また、賃借人の了承を得ること。

カ 設置や修理対応時等における連絡体制の届出

賃貸会社、代理店、メーカーを含めた連絡体制を記載し、契約締結後2週間以内に提出すること。また、賃借人の了承を得ること。

(2) 納入する付属品(すべて新品未使用かつ原則製造から1年以内であること)

ア 付属品等(専用工具、アース線、電源コード他)

イ 86ヵ月分の消耗品(サンプリングチューブ、記録紙(1巻で34日分記録できるもの)、インクリボン、ダストフィルター、及び装置の稼動に必要な消耗品または補用品としてメーカーが指定した物品(1年に1回以上の頻度で定期的に交換するもの)を1年毎に納入すること。また、納入予定日を記載した納入リストを賃貸借期間開始前までに提出すること。)

ウ 取扱い説明書(和文) : 2部

エ サービスマニュアル(和文) : 1部

オ テレメータとの接続ケーブル : 測定装置の入出力端子に合わせた必要な線数、線種。

※コードやケーブル等は設置に必要な長さを準備すること。

(3) 測定装置の保守

測定装置の日常点検や定期点検等の保守は賃借人が行う。

(4) 測定装置の修理等

ア 賃貸人は、賃借人から測定装置の異常等の連絡を受けた場合には、原則48時間以内（休日を除く）に現地確認を行い、速やかに賃借人に状況報告をするものとする。

イ 納入した測定装置が本仕様書に掲げる仕様を満足していないことが判明した場合には、賃貸人は直ちに測定装置を修理または交換して仕様を満足させること。また、賃貸人に起因する原因により測定装置が正常に稼動しない場合には、賃貸人は遅滞なく測定装置を修理または交換すること。

ウ 測定装置は契約期間の開始日から1年間（令和9年9月30日まで）はメーカー保証期間とし、この間に故障等が発生した場合には、賃貸人は速やかに修理を行うとともに、その費用は全額負担すること。また、この期間から継続している故障等の修理は、保証期間満了後においても賃貸人の負担で行うこと。

エ 動産総合保険の対象となる測定装置の故障等が発生した場合には、賃貸人は保険を適用し、速やかに修理を行うこと。

オ 上記イ～エの修理等については、メーカー又は正規代理店が実施することとし、賃貸人は故障等の状況、原因、対応方法及び今後の対応等を記載した作業報告書等を提出すること。上記イ及びウの修理等に時間を要する場合には、同等の部品の提供又は代替えの測定装置の設置により、データの欠測を最小限にとどめること（原則1週間以内とする）。

カ 上記に定めのない修理費用の負担については、賃借人と賃貸人とが協議のうえ決定する。

(5) 研修

ア 賃借人が別途業務委託している点検業者等に納入品の使用方法、点検方法等について必要に応じて実地研修等を行うこと。

イ 納入品の測定データの正常値、異常値の判断方法等について、賃借人の担当職員に必要なに応じて研修等を実施すること（賃貸借期間開始後1年以内に1回）。

(6) 測定装置の撤去

賃貸借物件を撤去する場合は賃借人の担当職員の指示に従うとともに賃貸借物件の設置場所の原状復帰を行うこと。なお、これらに要する費用は賃貸借費用に含むものとする。

(7) 賃貸借期間満了後の測定装置の取り扱い

風向風速計は賃貸借期間満了後、賃借人に無償で譲渡すること。なお、その他の測定装置は賃貸借期間満了後、賃貸人に返却されるものとする。

(8) 留意事項

ア 機器の搬入等には、測定局舎等に損傷を与えないように十分な注意を払うこと。
万一、測定局舎の建物、設備等に損害を与えた場合は、賃貸人の責任において原状復帰を行うこと。

イ 梱包資材等設置時に発生したごみは持ち帰ること。

ウ 本仕様書の内容及び解釈に疑義が生じた場合は、借借人と貸貸人とが協議のうえ決定する。

別紙1

オキシダント測定装置仕様書

1 測定装置の数量	3式
2 測定項目	大気中のオゾン (O ₃) 濃度
3 基本仕様	「JIS B7957」及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」(環境省)に適合すること
4 測定方法	紫外線吸収法
5 自動校正	オゾン分解器によるゼロ校正が自動で可能なこと 校正周期：1回/1日～1回/30日、任意に設定可能
6 内部メモリ	測定値(1時間値)を1ヵ月分以上保存できること
7 ハイブリットレコーダ	
(1) 記録計・記録紙	色別打点式、ドットプリント 有効幅 180mm、紙送り速度 25mm/h
(2) 鋸歯記録	瞬時値及び1時間平均値
(3) デジタル印字	1時間平均値(1～24時)を印字
8 ラック	測定装置、レコーダはラックに収納
9 その他	停電復旧後は自動的に測定及び自動校正が再開できること。
10 該当機種	東亜DKK株式会社 GUX-353B (同等品可)

別紙2 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質測定装置仕様書

- | | |
|--------------|---|
| 1 測定装置の数量 | 1式（複合機） |
| 2 測定項目 | 大気中の二酸化硫黄（SO ₂ ）及び浮遊粒子状物質（SPM）濃度 |
| 3 二酸化硫黄分析部 | |
| (1) 基本仕様 | 「JIS B7952」及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」（環境省）に適合すること |
| (2) 測定方法 | 紫外線蛍光法 |
| (3) 自動校正 | 標準ガス校正装置と連動し自動校正が可能なもの
校正周期：1回/1日～1回/30日、任意に設定可能 |
| 4 浮遊粒子状物質分析部 | |
| (1) 基本仕様 | 「JIS B7953」及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」（環境省）に適合すること |
| (2) 測定方法 | ベータ線吸収法（ベータ線源は ¹⁴ Cであること） |
| (3) 校正方法 | 等価膜による静的校正 |
| 5 内部メモリ | 測定値（1時間値）を1ヵ月分以上保存できること |
| 6 ハイブリットレコーダ | |
| (1) 記録計・記録紙 | 色別打点式、ドットプリント
有効幅 180mm、紙送り速度 25mm/h |
| (2) 鋸歯記録 | 瞬時値及び1時間平均値 |
| (3) デジタル印字 | 1時間平均値（1～24時）を印字 |
| 7 標準ガス校正装置 | 圧力調整器、配管等を含む |
| 8 ラック | 測定装置、レコーダ、標準ガス校正装置はラックに収納 |
| 9 ガスボンベ | SO ₂ ガス（JCSS 1級標準ガス） 10L、1本スタンド付
（なお、賃貸借期間中であっても使用終了後は速やかに当該ガスボンベを回収すること） |
| 10 その他 | 停電復旧後は自動的に測定及び自動校正が再開できること |
| 11 該当機種 | 東亜DKK株式会社 GFS-327C（同等品可） |

別紙3

風向風速計仕様書

1 測定装置の数量	3 式
2 測定項目	風向及び風速
3 基本仕様	「環境大気常時監視マニュアル第6版」(環境省)に適合すること
4 測定方法	風車型風向風速計
5 測定範囲	風向：全方位 風速：0.4～20m/s
6 測定精度	風向：±3°以内 風速：10m/s以下で±0.3m/s以内、10m/s超で±3%以内
7 内部メモリ	測定値(10分間平均値)を1ヵ月分以上保存できること
8 表示形式	目視で瞬時値を確認可能であること
9 その他	・停電復旧後は自動的に測定及び自動校正が再開できること ・検定付であること。(検定の更新は不要)
10 該当機種	光進電気工業株式会社 KVS-500B【発信器】・ML-4818【データロガー】(同等品可)